

別紙

諮問第1545号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「学校法人〇〇が令和〇年〇月〇日以降に東京都へ提出した、現行の私立学校法施行令第2条第2項に該当する理事及び監事が就任し、又は退任したときの届出で、理事及び監事が一覧になったもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年9月29日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「『理事変更届の受理について（学校法人〇〇）』で受理した届出に添付の役員変更届別表」外2件（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、条例7条2号に該当する情報として理事の氏名（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和3年2月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年5月19日に実施機関から理由説明書を、同年8月18日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年9月16日（第231回第二部会）から同年11月21日（第233回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

審査請求人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）47条2項で学校法人が役員等名簿に対する閲覧請求を受けた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない旨規定されていること、法で役員 of 第三者に対する損害賠償責任及び役員 of 連帯責任について規定されていること、法63条の2第3号で文部科学大臣が所轄庁である学校法人には役員等名簿の公表義務が規定されていること等の趣旨から、学校法人〇〇の作成する役員等名簿に記載された役員氏名については、通常、何人も閲覧が可能であり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる情報と評価できるとして、本件非開示情報は条例7条2号ただし書イに該当すると主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、文部科学大臣所轄の学校法人については法63条の2第3号により役員等名簿の公表義務があるが、都道府県知事所轄の学校法人には、公表義務の規定が設けられておらず、法47条2項により学校法人への閲覧請求においても正当な理由がある場合には、学校法人が閲覧を拒むことができることから、本件非開示情報は条例7条2号ただし書イには該当しない旨説明する。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関の説明によると、本件対象公文書については、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）13条1項に基づき学校法人〇〇から東京都が提出を受けた文書であるが、当該文書はあくまで学校法人が法的に適切な運営を行っているか指導及び監督するために学校法人へ届出を義務付けている文書であって、公表を目的とした文書ではない。

また、実施機関が文部科学省に確認したところ、都道府県知事所轄の学校法人は、高校以下の学校を設置する中小規模の法人が多く、地域的に限られた運営を行っていること、学校法人に対する指導及び監督は都道府県限りで行っていること等の理由から、

文部科学大臣が所轄の学校法人と異なり、役員等名簿の公表までを求めているとの回答があったとのことである。

審査会が検討したところ、実施機関は東京都知事を所轄庁とする学校法人に対し指導及び監督をする立場にあるが、学校法人〇〇から提出を受けた文書を公表する権限までは有していないと認められることから、役員等名簿の閲覧請求への対応に当たっては、それを保管する学校法人〇〇にその可否の判断が委ねられていると解される。

したがって、本件対象公文書については、法47条2項に規定されているとおり、正当な理由がある場合には学校法人〇〇が役員等名簿の閲覧請求を拒むことができる以上、本件非開示情報は、審査請求人の主張する法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも認められないことから、条例7条2号ただし書イに該当しない。

以上のことから、本件非開示情報は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子